

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条の4第1項又は第5項に規定する出産被保険者に係る令和7年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項又は第6項において準用する条例第10条第3項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 条例第14条の4第1項第1号に規定する乗じて得た額

基礎控除後の総所得金額等に100分の8.30を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

2 条例第14条の4第1項第2号に規定する乗じて得た額

30,133円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

3 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第1号に掲げる乗じて得た額

1に同じ

4 条例第14条第1項第1号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第2号に掲げる乗じて得た額

9,039円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

5 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第1号に掲げる乗じて得た額

1に同じ

6 条例第14条第1項第2号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第2号に掲げる乗じて得た額

15,066円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

7 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第1号に掲げる乗じて得た額
1に同じ

8 条例第14条第1項第3号に掲げる納付義務者に係る条例第14条の4第5項第2号に掲げる乗じて得た額
24,106円に12分の1を乗じて得た額に当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月の数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）